

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

番号	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	公共法人の場合			備考
									公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
公表の対象となる契約はありません												

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	小浜公共職業安定所電話設備工事	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	H29.11.22	大和電建㈱ 福井市開発1-101	会計法29条の3第5項、 予決令99条第2号 予定価格が250万円を 超えない工事をおこなう ため。	1,276,480	1,080,000	84.6%					

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約 締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実 施)	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募 者数	
1	福井労働局什器等購入整備一式	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	H29.11.15	エフケーユーテクニカル株 式会社 福井市和田東1-813	一般競争入札(最 低価格落札方式)	3,281,567	2,891,106	88.1%				

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
										公益法人区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	生涯現役促進地域連携事業(平成29年度開始分)	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 田崎 潤一 福井市春山1-1-54	H29.11.1	若狭町生涯現役促進地域 連携協議会 福井県三方上中郡若狭町 中央1-1	会計法29条の3第4項、予決令102条の4第3号 当事業は、厚生労働省にて、提案を受けた事業構想を選定し選択された協議会等のみが実施することが可能であり、競争が存在しないため。	43,278,000	42,755,000	98.8%					

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。